

廃第284号-3
令和3年5月25日

一般社団法人千葉県環境保全協議会会長 様

千葉県環境生活部長
(公印省略)

産業廃棄物処理業の許可の取消しについて

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第14条の3の2により、産業廃棄物処理業の許可を取り消しましたので、下記のとおり連絡いたします。

記

事業者の氏名又は名称	千葉県袖ヶ浦市蔵波台一丁目21番地7 有限会社三幸 (代表取締役 下田 将治) (法人番号 2040002068410)
許可の番号	第01200081236号
処分の年月日	令和3年5月25日
処分の内容	産業廃棄物収集運搬業許可の取消し
処分理由 〔該当条項を含む〕	有限会社三幸及び同社の役員は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に違反し、罰金刑に処せられた。 このことにより、同社は、法第14条第5項第2号イ（法第7条第5項第4号ニ）及び法第14条第5項第2号ニ（同号イ（法第7条第5項第4号ニ））に該当するに至ったことから、法第14条の3の2第1項第4号に該当する。

廃棄物指導課監視指導室
TEL 043-223-2684